

笠置町職員の懲戒処分の公表

令和 2 年 5 月 1 日

笠 置 町

一般職員の懲戒処分について

笠置町職員の懲戒処分等の指針第 4 「懲戒事案の公表」に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 事業の概要

被処分者は、平成 28 年度に企画観光課長補佐として総務省事業の「過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援事業」を担当し、1900 万円の交付決定を受け、町内のまちづくり団体に全額を交付したが、令和元年度に実施された当該交付金に関する総務省検査において、当該まちづくり団体が事業の一部を実施していないことが確認され、町の善管注意義務違反と虚偽の実績報告書の提出により、令和 2 年 2 月 21 日に総務省から交付決定の一部取り消し及び交付金の返還が命じられた。

笠置町における当該事業に関して、担当者として間接補助事業者を指導監督する立場にありながらこれを怠り、虚偽の実績報告の提出に関与した。

2. 被処分者及び処分内容

区分	被処分者	処分内容	処分日
当事者	主査級職員	戒告	令和 2 年 5 月 1 日

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに笠置町職員の懲戒処分等に関する指針第 2 第 2 項第 6 号に該当する。

3. 再発防止に向けて

今後、二度とこのようなことがないよう、法令を遵守し、管理体制の一層の強化に取り組むとともに、再発防止を徹底し、職員の資質向上と、組織を挙げて全力で信頼回復に努めます。